

MICE 誘致デジタル広報事業 委託業務仕様書

1 業務の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、国外への渡航制限に加え国内においても移動がはばかれる中、ウィズコロナ時代の誘致活動として、オンラインの利点を生かした新たな手法について、MICE 主催者や会議施設管理者等に提供する。

具体的には、県内の会議施設の VR 画像コンテンツ(360° 画像)を制作し、これを公式サイト等 Web 上での情報発信やオンライン商談会での説明に活用して、MICE 主催者および参加者(以下「利用者」という。)の利便を図る。

同時に、VR 画像コンテンツを含む施設情報を掲載するインターネット上のツールである Google マイビジネスの活用に関する勉強会を、県内の会議施設管理者を対象に開催するとともに、活用マニュアル等を作成・配布し、当該施設の情報告知を効果的に実施するとともに、誘致活動に必要なデータを収集する体制を整備する。

2 委託内容

MICE 誘致デジタル広報事業委託業務

3 委託期間

契約締結日から令和3年2月26日(金)まで

4 業務内容

(1) VR 画像コンテンツの制作

ア 概要

(ア) 三重県内の会議施設の情報を発信することを目的として、VR 画像コンテンツ(360° 静止画)を制作する。

(イ) 制作した VR 画像コンテンツは、三重県 MICE 誘致公式サイトへの掲載、オンライン商談会への参加時等に活用することを想定している。

イ VR 画像コンテンツの撮影・編集・アップロード

(ア) 三重県内にある 10 施設の会議施設について、360° 静止画を作成する。

(イ) 10 施設については、別途三重県が募集・決定し、契約時に提示する。県内にある会議施設全体のリストについては、三重県 MICE 誘致公式サイトを参照のこと。

(ウ) 利用者がその画像を見ることで、当該施設の魅力が適切に伝わり、実際の利用を想定することができるなど、利用者が利便性を感じることができるような内容の画像を作成するものとする。

(エ) 会議施設 1 施設のあたりの VR 画像コンテンツの撮影室数については、原則 3 室以上、1 室あたりの撮影ポイント数については原則 3 ポイント以上とする。

- (オ) ポイントの撮り方については、前掲の「1 業務の目的」をふまえ、例えばソーシャルディスタンスを確保した席配置を撮影する、登壇者や参加者のエキストラを撮影するなど、ウィズコロナの時代に利用者がイメージしやすい風景を撮影するなど、工夫を行うこと。これら具体的な工夫について提案すること。
- (カ) 前項を達成するために、撮影当日、対象施設の協力を得ながら、備品の移動など撮影対象のアレンジが必要な場合があるので、撮影スケジュールの計画にあたっては留意すること。
- (キ) 会議施設1施設あたりの室数、1室あたりの撮影ポイント数については、現地の建物の構造や利用者の視点に基づき、三重県と協議のうえ、増減する可能性がある。
- (ク) ファイル形式は、Google ストリートビューなどにアップロードできる JPEG、または、ステッチ済みの JPEG とする。
- (ケ) VR 画像コンテンツには撮影者が映らないようにすること。また、来館者等が映る場合は、必要に応じて顔をぼかすなどの処理を加えるほか、当人から使用許諾を書面で得るなど、肖像権を侵害しないようにすること。
- (コ) VR 画像コンテンツの編集が終了したら、当該画像コンテンツについて、後述する Google マイビジネスの施設情報との関連づけを実施の上、Google マップにアップロードすること。
- (サ) 前項のアップロードの実施にあたっては、三重県が所有する Google アカウントを利用してアップロードすること。

(2) Google マイビジネス勉強会の開催と登録マニュアル等の作成

ア 概要

- (ア) Google マイビジネス（以下「マイビジネス」という。）とは、Google 検索や Google マップで検索した際に表示される施設情報を優先的に編集したり告知を加えたりすることができる Google の無料サービスをいう。
- (イ) VR 画像コンテンツを含む施設情報を掲載するインターネット上のツールである Google マイビジネスの活用に関する勉強会を、県内の会議施設管理者を対象に開催するとともに、活用マニュアル等を作成・配布し、当該施設の情報告知を効果的に実施するとともに、誘致活動に必要なデータの収集体制を整備する。

イ マイビジネス勉強会

- (ア) 勉強会の対象は、VR 画像コンテンツの撮影対象となった会議施設を含む三重県内の会議施設の管理担当者とする。
- (イ) 勉強会の内容は、マイビジネスの概要、これを活用した戦略、実際の整備などとし、時間は3時間とする。これらの具体的な内容について、提案すること。
- (ウ) 開催回数は2回とする。1回目は定員最大 50 名の対面形式の勉強会とし、2回目は Web 会議システムを活用したオンライン形式とする。

- (エ) 対面形式の会場は三重県津市内とする。なお、会場の Wi-Fi 回線の確保については、提案者が実施すること。また、会場の予約、参加者募集、会場設営、当日の受付、資料の印刷・配付については、三重県が実施する。
- (オ) 対面形式の開催日時、開催形式、会場等については、新型コロナウイルスの感染症の拡大状況によって適宜変更する場合がある。
- (カ) 対面形式、オンライン形式とも、内容については、実際に PC やスマートフォンを操作しながら、マイビジネスの運用方法を実践的にレクチャーするものとする。具体的には、各会議施設がマイビジネスの登録を行い、登録情報を整備するところまでフォローする。

ウ Google マイビジネス登録マニュアルおよび運用マニュアルの作成

- (ア) 各会議施設管理者がマイビジネスを継続的に活用できるよう、登録マニュアルおよび運用マニュアルを作成し、PDF 形式のデータで納品する。
- (イ) 登録マニュアルには、Google のアカウント作成をはじめ、基本情報の登録について掲載する。
- (ウ) 登録マニュアルについては先行して作成の上、参加を希望する会議施設の管理者にあらかじめ配布し、勉強会までに管理者が作業できるように実施するとともに、疑問点のサポートも実施する。
- (エ) 運用マニュアルには、まず基本的な内容として Google に関連づけられた情報をどう扱うかといったマイビジネスの基本的な運用方法を掲載する。
- (オ) さらに、グーグルストリートビューアプリを使った撮影方法、撮影した VR 画像コンテンツの編集・リスタイリング・アップロードの方法についても、運用マニュアルに掲載し、新型コロナウイルスの感染状況の変化にともなう画像の差替えや会議施設の増設にも対応できるものとする。
- (カ) これらマニュアルの作成と活用について、さらに有効な事項があれば、あわせて提案すること。

(3) 経費について

- ア 撮影、編集等の VR 画像制作、勉強会開催およびマニュアル作成に係る一切の経費（機材調達費、交通費、宿泊費、車両費、飲食費、会場使用料、通信料、資料作成費、各種データ費等）は、すべて当初の契約金額に含むこと。
- イ ただし、対面式勉強会開催にかかる会場使用料、当日の資料作成費については、三重県が負担する。
- ウ 仕様書に記載のない事項は、三重県と協議のうえ決定し、実施すること。
- エ 作業の方針、内容等につき疑義が生じた場合は、その都度三重県と協議のうえ対応すること。

5 納品物、納期、納品場所

下記のとおり令和3年2月26日（金）までに納品すること。VR 画像データ、登

録マニュアルデータおよび運用マニュアルデータの納品にあたっては、DVD、HDD等の記録媒体にて納品することとする。

(1) 納品物

- ・ 4 (1) で制作した VR 画像データ (Google ストリートビューなどにアップロードする前の完成データ、または、スティッチ済みのデータ)
- ・ 4 (2) で制作した登録マニュアルデータおよび運用マニュアルデータ
- ・ 業務実施報告書 2部

(2) 納品場所

- ・ 三重県雇用経済部観光局海外誘客課

6 業務実施上の条件

- (1) 委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を三重県雇用経済部観光局と協議しながら進めるものとする。
- (2) 業務の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症による情勢等に留意し、感染拡大防止や事業運営体制の確保に努めること。
- (3) その他、この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合がある。

7 留意事項

- (1) 本事業に係る成果品及び著作権の一切は、三重県に帰属する。
- (2) 提案者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等 (以下暴力団等という。) による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 三重県に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。
- (3) 提案者が (2) のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

8 契約方法に関する事項

- (1) 契約は、三重県 雇用経済部 観光局において行うとともに、契約条項は、三重

県雇用経済部観光局において示す。

- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額の表示は、消費税及び地方消費税等を内書きで記載するものとする。

9 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

10 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

委託料の支払いについて、必要に応じて概算払いを可能とするほか、契約条項の定めるところによる。

11 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

12 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。